

学校法人ダイキ学園
ウェルテック専門学校 広島校

社会福祉士通信学科

(通信課程：1年6ヶ月 / 定員80名)

募集要項

SCHOOL GUIDE

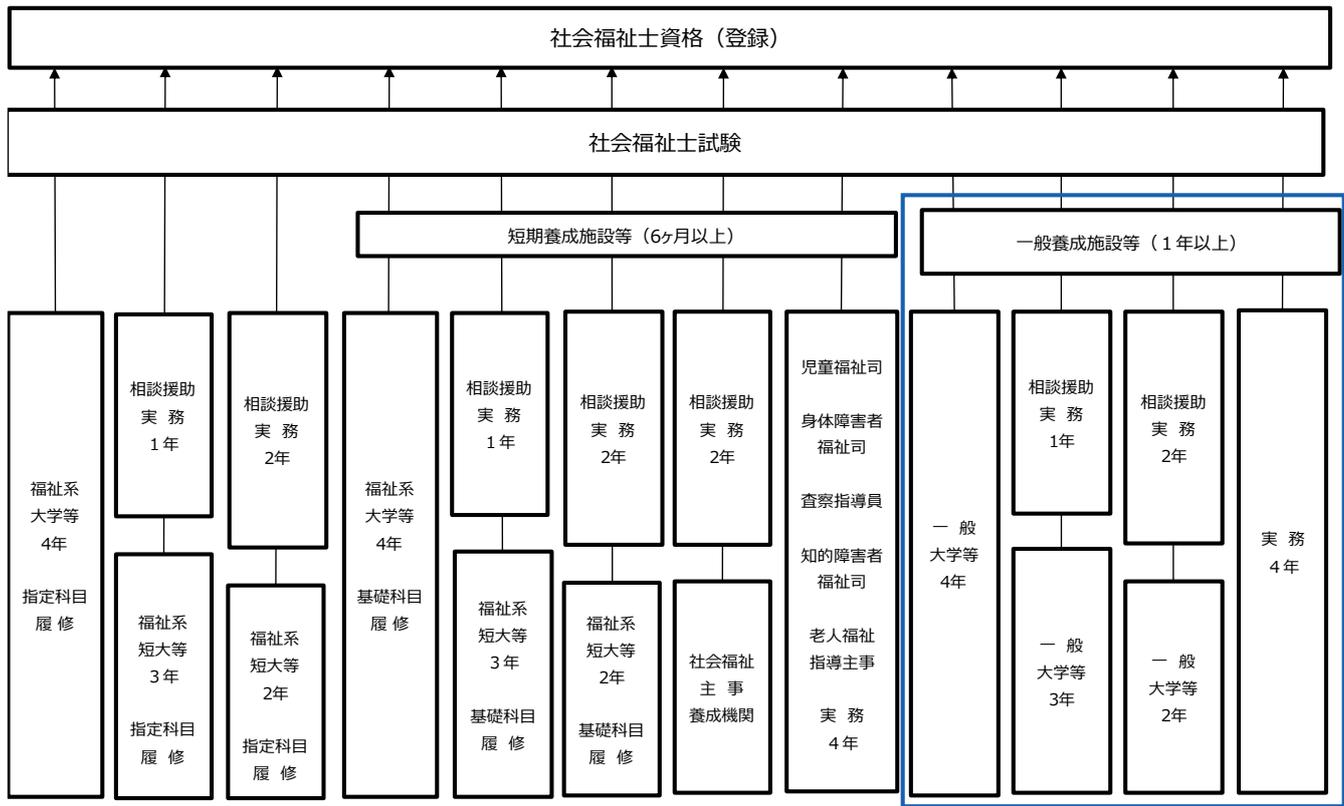
新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、やむを得ず、試験期日、
選抜方法等を本要項の記載内容から緊急措置を実施する場合があります。
また、出願期間後であっても実施する場合があります。尚、緊急措置を実
施する場合には、本学ホームページ等にて周知いたします。



学校法人 ダイキ学園

ウェルテック専門学校 広島校

社会福祉士の資格取得方法



目 次

1. 募集概要	1
2. 出願資格	1
3. 出願手続き	1
出願書類	
受 験 料	
出願期間	
4. 入学選考項目	2
選考方法	
日 程	
5. 入学手続き	2
6. 学 費	2
7. 授業内容	3
(1) レポート学習（自宅学習）	
(2) スクーリング（面接授業）	
(3) 実習－該当者－	
資料 1 養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲 ...	4
資料 2 実務経験となる相談援助の業務の範囲	6
実務経験申告書・実務経験証明書記入例	12

1. 募集概要

課 程	学 科	修 業 年 限		募 集 定 員
教育・社会福祉	社会福祉士通信学科	1年6ヶ月	通信制	80名

2. 出願資格

1. 学校にて行われるスクーリングに必ず参加できる方
2. 本通信課程の入学資格は法令（昭和 62 年厚生省令第 50 号）によって①～④のいずれかの要件を満たしていることが必要になります。

- ① 4年制大学等卒業生（卒業見込みの者を含む）
- ② 3年制短大等卒業生+実務経験1年以上の方
- ③ 2年制短大等卒業生+実務経験2年以上の方
- ④ 実務経験4年以上の方

* 「実務経験」とは厚生労働省の指定施設における相談援助業務のことです。

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した人（卒業見込みの人）、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める人。
- (2) 学校教育法に基づく3年制短期大学（夜間・通信によるものは除く）を卒業した人、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める人であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した人。
- (3) 学校教育法に基づく2年制短期大学または高等専門学校を卒業した人、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める人であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した人。
- (4) 高等学校を卒業し指定施設において4年以上相談業務に従事した人。

* 相談援助業務の実務年数については、入学年度開始日前日の3月31日現在でその要件を満たしていることが必要です。

* 指定施設における相談援助業務（指定施設の種別及び職種）については添付資料2「実務経験となる相談援助の業務の範囲」（P6～P11）をご覧ください。

3. 出願手続き

【出願書類】 下記①～④の提出物は、同封の所定用紙に記入してください。また、記入の際は、黒のボールペンを使用し、楷書でお願いします。

① 入学願書

名前及び住所は、住民票に基づいて楷書で記入してください。

裏面には「受験料払込済証明書（入学願書貼付用）」を貼付欄に貼付してください。

職歴のある方は、業務内容まで記載をお願いします。

② 実務経験申告書

③ 実務経験証明書

実務経験のある方のみ、提出してください。

④ 小論文

入学選考の基礎資料となりますので、必ず指定用紙もしくはQRコードでWeb提出してください。

⑤ 卒業証明書 または 卒業見込証明書

見込で受験された方は、卒業後、直ちに、卒業証明書の提出をお願いします。

※出願書類に不備がある場合は、受理できないことがありますので、注意してください。

【受験料】 5,000円

必ず、金融機関の窓口より、同封の振込用紙にてお支払いください。

- 【出願期間】 定員になり次第、募集を終了いたします。
 ①郵送の場合は、締切期日の消印有効となります。
 ②直接持参される場合は、平日午前9時～午後5時までにお願ひします。
 土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の間は休みのため受理できません。
- 【その他】 一度、提出された書類及び受験料等は、原則としてお返しできません。

4. 入学選考項目

- 【選考方法】 小論文および書類により選考します。
 【日程】 巻頭の別紙「入試日程表」にてご確認ください。

5. 入学手続き

- ①合格者には合格通知書と入学手続き書類が送付されます。
 ②合格通知書を受領された人は、必要書類に入学金を添えて、10日以内に手続きをしてください。

6. 学費

修業期間	入学金	授業料	実習費（該当者）
1年6ヶ月 〔4月1日～ 翌年9月30日〕	10,000円	240,000円 〔スクーリング 受講料を含む〕	120,000円 (該当者のみ)

- ア.福祉施設等での現場経験が1年以上ある人は、入学金が免除になります。
 イ.その他の授業料等は、指定された期日までに振込んでください。
 ウ.分割納入制度があります。ご相談ください。
 エ.上記のほか、テキスト代として約54,670円が必要です。
 オ.授業料はスクーリング受講料を含みます。
 カ.その他詳細は、入学手続き書類をご覧ください。

7. 授業内容

(1) レポート学習（自宅学習）

通信課程の学習は、レポート学習と呼ばれる学習方法が第 1 の柱となります。レポート学習は、まず、指定科目のテキストに基づいて受講生が自宅で各自の学習計画にしたがって学習します。学習後、担当教員が出題した課題についてレポートを提出し、添削指導を受け、合格点（100 点満点換算で 60 点以上）を得ることで科目履修の終了となります。

(2) スクーリング(面接授業)

スクーリングは必修となります。スクーリングは、受講生全員が一堂に会し、担当教員から直接授業を受けるものです。

スクーリング科目は、ソーシャルワーク演習（45 時間）、ソーシャルワーク実習指導（27 時間）の 2 科目です。

※ 但し、ソーシャルワーク実習指導は、実習該当者のみ受講してください。

(3) 実習 – 該当者 –

現場実習（以下「実習」という）は、社会福祉士が福祉の専門職として、利用者に対する相談援助を実際に行うために、社会福祉に関する幅広い知識や援助技術の応用力を養うことを目的とします。

本通信課程では、入学までに指定施設で相談援助の実務経験のない受講生の人は、原則として、2 施設で合計 240 時間以上の実習が必修となります。入学までに、**精神保健福祉士取得時に精神保健福祉援助実習を履修済み、介護福祉士取得時に介護実習を履修済みの場合は、実習が一部（60 時間）免除となります。**

実習の必要な人（該当者）には、入学後、実習について必要な手続きをご案内いたします。

スクーリング (面接授業)	第 1 回 初年度 7 月に実施 第 2 回 翌年度 3 月に実施 第 3 回 翌年度 7 月に実施	 ソーシャルワーク演習（45 時間）、ソーシャルワーク実習指導（27 時間） ※ 但し、ソーシャルワーク実習指導は、実習該当者のみ開催についての詳細は 6 月頃までに文章でご案内します。
科 目 (2 3 科 目)	医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会福祉調査の基礎、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、地域福祉と包括的支援体制、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、権利擁護を支える法制度、刑事司法と福祉、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習	
現 場 実 習 (該 当 者)	該当者初年度 8 月～翌年度 6 月の間に原則として 2 施設で合計 240 時間以上 （施設の休日除く）の履修が必修となります。 <small>※精神保健福祉士取得時に精神保健福祉援助実習を履修済み、介護福祉士実習を履修済みの場合は、実習が一部（60 時間）免除となります。</small>	

実習は本通信課程が、中国・四国地方に指定している約 30 施設で、初年度 8 月から翌年度 6 月の間に実施します。受入施設の事情により、実習生の希望通りの時期や場所及び施設種類で行えない場合もあります。

実習が必要な受講生は、入学金・授業料とは別に、実習費 120,000 円の納付が必要です。

(1) 養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲

学校等種類	適用	
大学		学校教育法 旧大学令
大学院への飛び入学		学校教育法
大学院		
専修学校	修業年限 4 年以上の専門課程	独立行政法人大学評価・学位授与機構法 旧国立学校設置法
大学評価・学位授与機構	学士、修士または博士の学位を授与された者	
高等師範学校	専攻科	旧高等師範学校規程
高等師範学校	修業年限 1 年以上の研究科	旧師範教育令
女子高等師範学校		
専門学校	旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの（修業年限 5 年以上）	旧専門学校令
専門学校研究科	修業年限 1 年以上（修業年限 4 年以上の専門学校に置かれるもの）	
防衛大学校		防衛省設置法
防衛医科大学校		
水産大学校		独立行政法人水産大学校法 農林水産省組織令
水産講習所		旧水産庁設置法
海上保安大学校		国土交通省組織令 海上保安庁法
職業能力開発総合大学校	長期課程	職業能力開発促進法
職業訓練大学校	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
	長期指導員訓練課程	新職業訓練法
	長期課程	旧職業能力開発促進法
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
職業能力開発大学校	長期課程	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法
気象大学校	大学部卒業生	国土交通省組織令

(2) 3 年制短期大学等の範囲

学校等種類	適用	
短期大学	修業年限 3 年 夜間授業を行う学科または通信教育の学科を除く。	学校教育法
高等学校	専攻科 修業年限 3 年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程または通信教育の課程を除く。	
中等教育学校		
特別支援学校（旧 盲学校、聾学校、養護学校）		
専修学校	修業年限 3 年以上の専門課程 夜間授業を行う専攻科・学科・課程または通信教育の課程を除く。	

学校等種類	適用	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの修業年限 3 年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程または通信教育の課程を除く。	学校教育法
職業能力開発総合大学校	訓練期間 3 年以上の専門課程または応用課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校	訓練期間 3 年以上の専門課程	
職業訓練短期大学校	訓練期間 3 年以上の専門課程	旧職業能力開発促進法

(3) 2 年制短期大学等の範囲

学校等種類	適用	
短期大学		学校教育法
高等専門学校		
高等学校		
中等教育学校	専攻科 修業年限 2 年以上	
特別支援学校（旧 盲学校、聾学校、養護学校）		
専修学校	修業年限 2 年以上の専門課程	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの修業年限 2 年以上	
職業能力開発総合大学校	専門課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校		
職業訓練短期大学校	専門訓練課程または特別高等訓練課程	新職業訓練法
	専門課程	旧職業能力開発促進法

実務経験となる相談援助の業務の範囲

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域保健法	
保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
	精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
	心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
児童福祉法	
児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員、保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員（少年を指導する職員）、個別対応職員
児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
障害児入所施設（児童発達支援センター・障害児通所支援事業）	児童指導員、保育士、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者
知的障害児施設（知的障害児施設・自閉症児施設（第一種、第二種））	児童指導員、保育士
知的障害児通園施設	児童指導員、保育士
盲ろうあ児施設（盲児施設・ろうあ児施設・難聴幼児通園施設）	児童指導員、保育士
肢体不自由児施設（肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設）	児童指導員、保育士
児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）（児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業）	指導員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練指導員（心理指導担当職員に限る）、訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）
障害児相談支援事業	相談支援専門員
乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
指定発達支援医療機関（肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支援）	児童指導員、保育士
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
医療法	
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等）
	次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 （ア）患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 （イ）患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 （ウ）患者の社会復帰に係る相談援助 （エ）以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	退院後生活環境相談員

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法		
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	
	心理判定員	
	職能判定員	
	ケースワーカー	
身体障害者福祉センター（身体障害者福祉センター（A型、B型）・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター）・障害者更生センター）	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
	精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
	心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー	
障害者総合支援法		
障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者	
地域活動支援センター	指導員	
福祉ホーム	管理人	
基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	
身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場）	生活支援員、生活指導員	
精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム）	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人	
知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮）	生活支援員、生活指導員	
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
	自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	生活支援員、サービス管理責任者
	就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
	就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員、サービス管理責任者
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	短期入所を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
一般相談支援事業所	相談支援専門員	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
地域生活支援事業 身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、障害者相談支援事業	相談援助業務を行っている職員	

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
発達障害者支援法	
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
障害者の雇用の促進等に関する法律	
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者、職場定着支援担当者、生活支援担当者
職業安定法	
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、雇用トータルサポーター（大学等支援分）
生活保護法	
救護施設	生活指導員
更生施設	生活指導員
授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
生活困窮者自立支援法	
生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者、家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
社会福祉法	
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）
	身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）
	現業員・ケースワーカー
	家庭児童福祉主事
	家庭相談員
	面接相談員
	婦人相談員
	母子・父子自立支援員、母子相談員
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員
	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
売春防止法		
婦人相談会		相談指導員
		判定員（心理・職能判定員）
		婦人相談会
婦人保護施設		入所者を指導する職員
母子保健法		
母子健康包括支援センター		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
産後ケア事業を実施する施設		相談に応ずる職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法		
母子・父子福祉センター		母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）
老人福祉法		
養護老人ホーム		生活相談員
		生活指導員
特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）		生活相談員
		生活指導員
軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホーム・軽費老人ホーム（A型、B型）・ケアハウス）を含む		生活相談員
		生活指導員
老人福祉センター（特A型、A型、B型）		相談・指導を行う職員
老人短期入所施設		生活相談員
		生活指導員
老人デイサービスセンター		生活相談員
		生活指導員
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員
有料老人ホーム		生活相談員
介護保険法		
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護老人保健施設	支援相談員
		相談指導員
	介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		指定介護療養型医療施設
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設）を含む		生活相談員
		計画作成担当者
指定通所介護を行う施設（基準該当通所介護を行う施設・指定地域密着型通所介護を行う施設（基準該当介護予防通所介護を行う施設・第一号通所事業を行う施設・指定認知症対応型通所介護を行う施設・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設）を含む		生活相談員
		生活指導員
指定短期入所生活介護を行う施設（基準該当短期入所生活介護を行う施設・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設）を含む		生活相談員
		生活指導員

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子保健法		
母子健康包括支援センター		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
産後ケア事業を実施する施設		相談に応ずる職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法		
母子・父子福祉センター		母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）
老人福祉法		
養護老人ホーム		生活相談員
		生活指導員
特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）		生活相談員
		生活指導員
軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホーム・軽費老人ホーム（A型、B型）・ケアハウス）を含む		生活相談員
		生活指導員
老人福祉センター（特A型、A型、B型）		相談・指導を行う職員
老人短期入所施設		生活相談員
		生活指導員
老人デイサービスセンター		生活相談員
		生活指導員
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員
有料老人ホーム		生活相談員
介護保険法		
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護老人保健施設	支援相談員
		相談指導員
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設）を含む		生活相談員
		計画作成担当者
指定通所介護を行う施設（基準該当通所介護を行う施設・指定地域密着型通所介護を行う施設（基準該当介護予防通所介護を行う施設・第一号通所事業を行う施設・指定認知症対応型通所介護を行う施設・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設）を含む		生活相談員
		生活指導員
指定短期入所生活介護を行う施設（基準該当短期入所生活介護を行う施設・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設）を含む		生活相談員
		生活指導員

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	
指定通所リハビリテーションを行う施設（指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
指定短期入所療養介護を行う施設（指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
指定小規模多機能型居宅介護を行う施設（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む）	介護支援専門員（配置基準により設置されている資格保有者に限る）
指定認知症対応型共同生活介護を行う施設（指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む）	介護支援専門員（配置基準により設置されている資格保有者に限る）
指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により設置されている資格保有者に限る）
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
	介護支援専門員（配置基準により設置されている資格保有者に限る）
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により設置されている資格保有者に限る）
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
刑事収容施設法	
刑事施設	刑務官、刑務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年院法	
少年院	法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年鑑別所法	
少年鑑別所法	法務教官、法務技官（心理）
更生保護法	
地方更生保護委員会	保護観察官、社会復帰調整官
保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
更生保護事業法	
更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
裁判所法	
家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者災害補償保険法	
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	
難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後見制度の利用の促進に関する法律	
「権利擁護支援の地域ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

※上記の相談援助業務の範囲は一部です。その他の相談援助業務の範囲や、すでに廃止されているものも含めて、過去に従事していた期間は、実務経験の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

受験料払込済証明書 貼 り 付 け 欄

(注)

受験手数料 5,000 円を金融機関の窓口で振り込み、「**受験料払込済証明書**」をこの欄に全面のり付けて貼り付けてください。

受験料払込済証明書が貼り付けられていない受験申告書は受付できません。

実務経験申告書

学校法人ダイキ学園

ウエルテック専門学校 広島校
学校長様

申告者 名 前

印

〒 □□□-□□□□

現住所

☎ () -

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告します。

西暦 年 月 日

所属していた（している）機関・施設等	職 種	期 間	証明権者
1		西暦 年 月 日～ 年 月 日	
2		西暦 年 月 日～ 年 月 日	
3		西暦 年 月 日～ 年 月 日	
4		西暦 年 月 日～ 年 月 日	
5		西暦 年 月 日～ 年 月 日	
6		西暦 年 月 日～ 年 月 日	

×
き
り
と
り
線

- (注) 1.上記の記載内容は、「実務経験証明書」の記載内容と一致する必要があります。
2.証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

実務経験証明書〈個票〉

ふりがな		性別	生年月日
名前			西暦 年 月 日 (歳)
職種(名)			

※(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、西暦 年 月 日から当施設・機関に勤務している者であることを証明します。

(2) 上記の者は、西暦 年 月 日から西暦 年 月 日 (年 ヶ月) まで当施設・機関において勤務していた者であることを証明します。

西暦 年 月 日

〒 □□□□ - □□□□

所在地 _____

施設機関名 _____

施設種別 _____

電話番号 () _____

施設・機関代表者 _____

(公印)

※きりとり線

- (注) 1.上記の記載内容は、「実務経験申告書」の記載内容と一致することが必要です。
2.証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本証明書に証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格及び登録が取り消されることがあります。
4.本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。



アクセス

アストラムライン
 【不動院前駅】から徒歩 5 分

不動院前駅から高台に見える
 オレンジの建物です！



 **0120-022-695**

TEL : (082)224-2240 FAX : (082)224-2245

Email : fukushi@weltech.ac.jp URL : <https://weltech.ac.jp>



運営グループ関連事業

- 社会福祉法人 八丁堀福祉会 法人本部
 ↳ 就労継続支援 B 型事業所「アイリス八丁堀」
 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 6 番 11 グレイスビル 505
 TEL : 082-502-6680 FAX : 082-555-1400

- 就労移行支援「アイリス阿賀」
 〒737-0003 広島県呉市阿賀中央 6 丁目 2-11 あがプラザ 2F
 TEL : 0823-69-9870 FAX : 0823-69-9871

- 訪問介護事業所「ヘルパーステーション八丁堀」
 〒731-0123 広島県広島市安佐南区古市 3-4-6 メゾンボヌール 209
 TEL : 082-846-6580 FAX : 082-846-6582

- 地域生活支援センター「ふれあい」
 〒732-0825 広島県広島市南区金屋町 4-3 3F
 TEL : 082-567-7830 FAX : 082-567-7831

- 就労継続支援 B 型事業所「アイリス的場」
 〒732-0825 広島県広島市南区金屋町 4-3 1F
 TEL : 082-258-2810 FAX : 082-258-2811

- 障害福祉サービス グループホームメロン
 【グループホーム メロン D】〒737-0143 広島県呉市広白石 2-7-5
 【グループホーム メロン R】〒737-0144 広島県呉市広白岳 3-1-25
 TEL : 0823-69-4380 FAX : 0823-69-4328

- 企業主導型保育園「にじいろ園」
 〒737-0142 広島県呉市広駅前 1-9-11
 TEL : 0823-36-2216 FAX : 0823-36-7729

- 総合福祉サービス「古の市事業所」
 〒731-0123 広島県安佐南区古市 3 丁目 5-3
 TEL : 082-876-3903 / FAX : 082-299-0300